

銃社会としてのアメリカ

—現状、合衆国憲法、連邦法

鵜 浦 裕*

[要旨] 本稿は、アメリカのガン・ポリティックスについて本格的な執筆を始める前に、その現状、合衆国憲法、とくに修正第二条、主要な最高裁判決、そして連邦法など、基本的な要素について、書き記したものである。しかしビジネス（ビデオ産業をふくむ）や利益団体の活動、21世紀に入ってからの、連邦レベル（議会、行政、連邦裁判所）の動き、また州レベル（具体的な州法）の動き、頻発する乱射事件（とくに精神病患者との関連）、そしてメキシコ系麻薬カルテルとの関連など、同じように重要な要素については、触れていない。また参考文献についても、十分なものではない。

一．はじめに

許可証を得て、銃を買い求めるアメリカ人は多い。

彼らは弾が一〇発以上はいるマガジン・カセットに対応した、セミオートマチックのピストルを、弾を装填した状態で、家のどこかに保管している。つねに携帯している人がどれだけいるかははっきりしないが、子どもの送り迎えには車のダッシュボードにそれを入れ、万が一の場合にそなえる親は多い。同じように、国立公園でアウトドア生活を楽しむさいには、バックパックにそれを忍ばせる人も多い。

ハリケーンや大雪の予報があり、インフラや警察の一時的な機能麻痺が予想される場合には、水、食糧、懐中電灯など、サバイバルの基本アイテムを用意するだけではない。銃をもつ人たちはおそらく保管している銃の状態についても、必ずチェックするだろう。

そして近所で銃による殺人事件が起きれば、あるいはアメリカ国内のどこかで乱射事件が起き大量の犠牲者が出ると、犯人が使った武器を自分のものと比べ、より性能の高い武器に買い替える人もいれば、射撃の練習に出かける人もいる。

銃をもつ人たちはこのように考えて行動する。

* 教授／アメリカ政治

二．銃社会の現状

それではまず、彼らはどのようにして銃を手に入れるか。この点から、説明を始めたい。

アメリカの成人した市民は、ふつう、最寄りの警察署に申請し審査を経て、銃の許可証を取得する。精神病、薬物、重罪など、経歴に問題がなければ、当局は原則として、それを発行しなければならない。

許可証を得た人が銃を手に入れる方法はいろいろある。

一般的には、ガン・ショップで購入するが多い。ショッピング・モールのスポーツ店やアウトドア店では、たいてい、連邦政府から販売ライセンスを与えられた正規のディーラーが銃の販売コーナーを構えている。あるいは単独のガン・ショップもいたるところにある。その店舗数は全国をあわせて一万五千を超えるという。購入者はコンピューターでFBIのデータベースに経歴を照会され、問題がなければ、銃、ライフル、弾、弾倉を買える。ついでにコンバット・ギアや防弾チョッキなど、マニア用のグッズも買える。

あるいは、毎週末アメリカのどこかで開かれる、ガン・ショーに出かけて買うこともできる。この展示即売会には、正規ディーラーに加えて、販売ライセンスを持たない個人のガン・マニアやコレクターも出店する。護身用、狩猟用のものだけでなく、戦闘用の半自動小銃なども販売される。ほかにも、インターネットを利用した個人レベルの取引、家族や親せきからの贈与、近所の知り合いや友人からの譲渡、そして密売などの違法取引もある。これらは、連邦政府の監督下にある正規ディーラーとちがいで、買い手の経歴のチェックを義務づけられていない。したがって、本来、所有を認められない者が銃を入手する抜け道となっている。

銃に関する製品情報はあふれている。新聞広告や専門誌がたくさんある。最近では、メーカーやディーラーのサイトだけでなく、意見広告団体のサイトなど、インターネットからの情報も多い。またハリウッド映画の乱射シーンやシューティング・ゲームなどのビデオ・ゲームは、娯楽と言うよりも、武器のカタログとして、購買意欲を強くそそるものが多い。

売れ筋は、かつてのリボルバーからピストルに移っている。さらに戦闘用のセミオートマチック・ライフルも人気が高い。

品不足の心配はまったくない。有名ブランド数社と数千の中小企業からなる国内のガン・インダストリーは全国で九万人の雇用をかかえ、毎年、五百万丁を生産し利益をあげる。まさに三八億ドルの市場である。加えて、三百万丁の外国製品が毎年輸入されているという。ある調査(二〇〇七年)によれば、人口一〇〇人にたいして、ハンドガンをはじめとする小火器が九〇丁あるという。人口を三億とすれば、単純計算で、その数は二億七千万丁になる。また別の統計によれば、二〇〇八―〇九年度に、一二〇億発の弾丸が販売されたという。アメリカ一人あたり、四〇発ずつおちこめる計算になる。銃も弾も、需要が満たされているというよりは、だぶついているといったほうがよい。

ある調査によると（Gallup, Oct 26, 11）、銃を所有するアメリカ市民（成人）は四七％にのぼるといふ。

銃は、日常生活に欠かせないものではないが、かといってあればよいというものでもない。いざというときに使えなければ意味がない。退役軍人、ターゲット・シューティングのアスリート、取締当局の職員は別として、一瞬のチャンスを逃さず引金を引き、他の市民を巻き添えにせず正確に的を射るのは、普通の人には難しい。そこで必要とされるのが、迷わず引金を引くメンタリティと射撃術を磨くための練習場所である。

アメリカにはシューティング・レンジと呼ばれる練習場がとくに郊外にたくさんある。なかには防音の最新設備を備えたインドアの練習場もあり、初心者のための講習や警察官のための研修も開かれる。また、広大なアウトドア施設では、クレイ射撃など競技用の練習もできる。さらにマニアのためのイベントなども開かれ、ハリウッド映画のシーンさながらに、高性能の自動小銃を乱射し、けた外れの破壊力をもつバズーカ砲を試せる、フラストレーション解消もかねた、「練習場」もあるらしい。

銃を撃つための条件として、スキルに加えて、銃を撃つことを正しいとする精神が必要である。たとえば身に危険が差し迫った場合、あれこれ考える前に撃つという考え方がある。この「シュート・ファースト・メンタリティ」は、自警団員をはじめ、多くの市民に共有されている。

また、相手を射殺しても罪に問われない法的な保護もある。たとえば自宅への侵入者にたいし、銃による自衛を認める法をもつ州は南部に多い。この「キャッスル・ドクトリン」とよばれる原則は、一部の州では、自宅以外にも拡大解釈される。どこであれ身に危険が迫ったときには、踏みとどまって撃ち返してよいという法までである。したがってアメリカで「殺しのライセンス」を持つのは、法の執行官だけではない。

銃の所有だけでなく携帯についても、原則的に、認められているので、銃を持ち込めない空間は、むしろ、例外的に規定されたところである。たとえば裁判所など連邦政府のビル、病院、学校などへの持ち込みや携帯は禁止されている。しかし従来禁止されていたレストラン、バー、教会、大学キャンパスについては、近年の乱射事件の影響もあり、持ち込みを認め始めた州もある。また職場の駐車場について、認める州もある。

そもそも「殺しのツール」である銃をここまで自由化する国は、それなりの代償を覚悟しなければならない。銃の性能が飛躍的に進化した現代では、それが小さいはずはない。

銃による死者数は交通事故死の数を上回るといわれている。年間三万人を超え、先進国では例外的に高い。全体の五分の三が自殺である。残りの五分の二は他殺である。一日分に換算すると、銃で殺される人数は三〇名を超え、史上最大の犠牲者を出したバージニア工科大学乱射事件の三二に匹敵する。さらに、負傷者は年間二〇万人を超える。

CDCによると、子どもの死者数も多い。とくに一四歳以下では、自殺、他殺、偶発事故など、毎日一〇人が命を落としている。これは二五の先進国の平均の一二倍にあたるという。なかには、テキサス州ヒューストンの小学校のカフェテリアで、幼稚園児が落とした拳銃が暴発し、

その破片で小学生が負傷した事件もある。

争いの決着を銃でつけようとする人たちは若い男性に多い。とくに一八歳から三四歳の男性にその傾向が強いという。たとえばニュー・ヨーク市の場合をみると、殺人の犠牲者となる割合は、同年齢層の女性の九倍である。彼らは同市の人口の一・二%にすぎないが、犠牲者の半数以上を占める。もちろんその多くは黒人で、ヒスパニックの三倍、白人の一・二倍にのぼり、黒人男性の平均寿命にさえ影を落としているという。

また一度に大量の死者を出す乱射事件は異様に多い。一九九九年のコロラド州コロンバイン高校事件、二〇〇七年のバージニア工芸大学事件、二〇〇九年のアラバマ州サムソン事件、ニュー・ヨーク州ビンガムトン事件、テキサス州フォート・フッド事件など、二桁を超える犠牲者を出す乱射事件が後を絶たない。ここ二、三年に限っても、下院議員が襲撃され、五名の犠牲者を出した、二〇一一年のトゥーソン事件、コロラド州オーロラ事件、二六名の犠牲者を出したサンディ・フック小学校乱射事件、そして二〇一三年のワシントンDCのネイヴィー・ヤード事件は記憶に新しい。いずれも精神に問題のある若い男性が起こした乱射事件である。

銃の流通は、野放しの状態ではないが、当局の管理能力の限界をはるかに超えている。

連邦の犯罪データによると、銃の盗難件数は一年に四〇~六〇万だという。警察など取締当局の杜撰な管理により、紛失する銃の数も少なくない。また許可証のない人たちに銃を販売する悪徳ディーラーもいる。こうした盗難や違法販売が、きわめて殺傷能力の高い銃による犯罪の温床となっている。またテキサス州の警察ように、押収した銃のうち、使えるものをディーラーに卸すところもある。費用のかかる解体処分にくらべれば、確かに少しは財政の足しになるかもしれない。しかし一度つかまえた犯人を釈放するようなものだという意見もある。

このようにアメリカはまさに銃社会と呼ばれるにふさわしい実態がある。許可証や銃を簡単に入手できる、練習、イデオロギー、法による保護、流通、事件、犠牲者、そして取締の杜撰さなど点からみて、世界でもっとも「ガン・フレンドリー」な国と揶揄されても仕方ない。全体としてみればアメリカの国内で、「乱射」は日常であり、犠牲者の数字だけをみれば、「戦場」と変わらない。銃は単なる護身のためだけではない。警察の捜査は銃撃戦が前提である。しかし一般市民どうして撃ち合うことも、前提である。合法的に銃をもつ市民が合法的に射殺することが許される地域がある。警察など取締当局だけでなく、市民にもまた「殺しのライセンス」が与えられている国なのである。射撃は必要な護身術の一つだと考えるアメリカ人の少なくない。また社会に復讐したいと考えている、いわゆる「ローン・ウルフ」と呼ばれるテロリストは、インターネットで戦闘用の半自動小銃を入手し、シューティング・レンジで射撃練習をすることが可能である。

アメリカには借金漬け、薬漬け、脂肪漬け・砂糖漬けなど、ほかにも大きな問題を抱えているが、銃についても同じような状況にある。まさに、もう一つのアメリカン・イクセプションナリズムであるといつてよい。

このような状況について、私のような普通の日本人の感覚ではなかなか理解できない。なぜ

このようになったのか。なぜ改善できないのか。

次に合衆国憲法修正第二条について説明する。どのようなイシューであれ、その判決、連邦法、州法、法の執行、賛成・反対の政治運動など、すべての行動は、憲法によって、保障され制限されるからである。

三．合衆国憲法

一七八七年に制定された合衆国憲法は成文のものとしては世界最古である。制定から二百年以上もたつので、時代の変化やテクノロジーの発達が生み出す新たな問題に対応できないところもあり、その分、原文そのものより、裁判官の解釈が前面に出ることもある。その解釈は一定しているとは言えず、裁判官の顔ぶれが変わると、あるいは世論が変わると、最高裁は自らの過去の判決を覆すことも稀ではない。そもそも判決は九人の裁判官の評決によって決まる。

まず「われら人民は…この憲法を制定する」という前文は、主権がまさに国民にあることを示している。前半にあたる本文では、連邦議会、大統領と行政府、連邦裁判所など合衆国を運営する連邦政府の三つの要素が説明されている。議会がつくる法を、大統領のもとで行政府が執行し、その法や執行が合憲かどうかを裁判所が判断するのである。さらにそのうちの一つをかつてのイギリス国王のように暴走させないため、三者の間には相互に妨害できるように、チェック・アンド・バランスの関係が巧妙にはりめぐらされている。たとえば大統領は議会の法案を拒否できるし、最高裁裁判官を指名できる。議会は大統領を罷免する弾劾裁判を開くことができるし、大統領が指名した最高裁裁判官を承認しないこともできる。最高裁はすでに述べたとおり、連邦法や大統領の執政の違憲性を審査する権限をもつ。図1は三者の関係を簡単に示すものである。

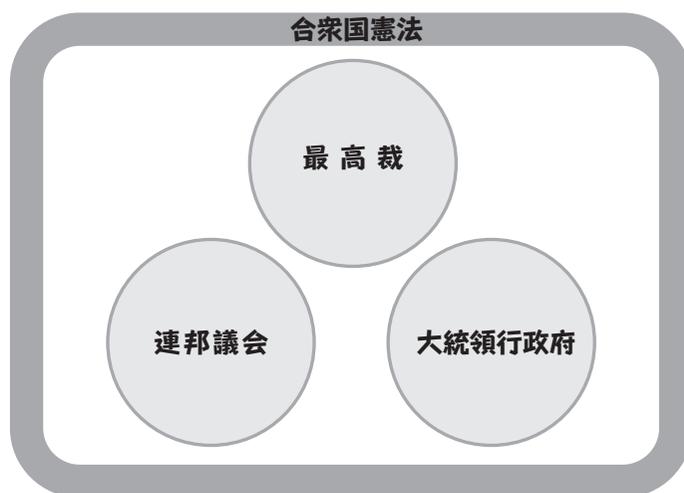


図1

この体制を歴史的に説明すると、次のとおりである。かつては王権神授説などにより国王が未分化の三権をすべて統括する独裁を正当化していた時代から、ジョン・ロックが市民の代表からなる議会による立法を主張し、国王といえども、その罷免を含めた法に従うことを主張した時代や、司法権の独立を主張したモンテスキューの時代をへて、三権分立の政府が誕生した。表1は、時代とともに国王が自国民に対して犯した非道の結果として手放していった権限を市民がコモン・ローとして獲得していく過程を、思想的な背景と対応させながら、簡単に示したものである。

このコモン・ローが保障した自由、権利を獲得することが、アメリカの独立戦争の目的の一つであることは、『独立宣言』を読めばわかる。しかし独立後新たに設立する合衆国政府に、イギリス王室が犯した過ちを繰り返させないように、憲法の起草者たちは「人権規定」と呼ばれる、最初の一〇カ条を修正・追加として、書き込んだのである。これらは、三権分立とチェック・アンド・バランスなどと併せて、連邦政府あるいはその一部が暴走しない仕組みとなり、連邦政府に懐疑的な植民地に憲法案を批准させるための条件ともなった。

ちなみに修正・追加は全部で二七を数え、「人権規定」の追加以降、憲法が一七回修正されたことを示す。

表1

| | 象徴 | 行政 | 司法 | 立法 | | |
|-------------|-----------|-----|----|----|-----|----|
| 王権神授説, etc. | 国王 | | | | | |
| ロック | | | | | | |
| モンテスキュー | | | | | 裁判所 | 議会 |
| イギリス憲法 | | | | | 首相 | |
| 合衆国憲法 | 大統領 | 裁判所 | 議会 | | | |

別名「人権規定」とも呼ばれる最初の一〇条は、もともと連邦政府が侵害できない、特定の市民権や個人の自由と平等を保障している。たとえば言論の自由、信仰の自由、集会や請願の自由、不当な捜索や押収からの保護、正当手続きや法の下での平等の保障、裁判を受ける権利、過酷で残酷な刑罰の禁止などである。これらはイギリスのコモン・ローから受け継いだものであるが、そもそも、極悪非道の王様がいたからこそ、できたものだとみることできる。これをわざわざ制定直後に修正として成文化したのは、『独立宣言』にもある通り、かつて植民地人を苦しめた支配者たるイギリス国王の悪行を、新たにできる連邦政府にくり返させないようにするためである。せっかく勝ち得た自由を再び奪われてはならないと起草者たちが考えたか

らである。

このように合衆国憲法は権力者の性悪説に立つ。ここが日本と違う重要なポイントとなる。私のような典型的な日本人は、「人権規定」を初めて読むと、なぜ当たり前のことをこと細かく具体的に文字にするのかと、疑問に思ってしまう。

しかし、いつの世にも権力は墮落と独裁への誘惑にさらされている。とくに合衆国のように常に戦争をしている国に、そのリスクは大きい。たとえば9・11以降、ブッシュ政権はテロリストやその容疑者を拷問をするなど、ジュネーブ協定違反に加えて、「人権規定」に違反した疑いをもたざるをえない。ブッシュの断罪を期待され当選したオバマ政権もドゥローンによる監視、暗殺、国家安全保障局によるアメリカ市民のプライバシーの侵害など、「人権規定」に違反するだけでなく、アメリカ市民までを裁判なしに殺害している。第四五代大統領にブッシュとオバマをまとめて断罪することを期待するしかない。これらの点については、『エネミー・オブ・アメリカ』や『ゼロ・ダーク・サーティ』など、映画を観てほしい。

イギリスのように極悪な支配者にめぐまれなかったこともあり、私のような日本人の人権意識は希薄である。武器を手にして、犠牲を払い、支配者を断罪して、自由を勝ち取った経験もなく、したがって学校時代にそのような歴史を他国の経験としてしか学べない、我々日本人も、なぜ自由や権利が国家が手出しできないものとして、事細かに書かれているのか、考えてみる機会が必要である。

四．修正第二条

さて、銃の所有・携帯については、修正第二条として、この「人権規定」の文脈なかに位置づけられている。なぜ銃の所有・携帯が言論の自由を初めとする他の自由とともに、「人権規定」なかに取められたのか。原文を説明する前に、その理由について触れておこう。

『独立宣言』にある通り、アメリカは神の国を実現するためにやってきた人によって建てられたものである。しかしイギリスの植民地とされたために、彼らの子孫は教会に集まり、イギリス政府の課税や法の執行に反対し、武器をとり、立ち上がったのである。つまり武器は独立した神の国と自由を実現した、重要な手段であると考えたアメリカ人がいる。神と武器に対する深い信仰がなければ、この国は生まれなかったと考えるアメリカ人は現代でも少なからずいる。彼らにとって、銃はまさに神とともに「建国の礎」なのである。

その精神を現代に受け継ぐ人たちが少なからずいる。メモリアル・デイ、ペイトリオッツ・デイ、インディペンダンス・デイには、必ず、当時の衣装をまとい、旧式の銃を持った人たちによる、愛国のデモンストレーションがある。またとくに南部の教会では信徒が銃を携帯して集まり、「プリング・ユア・ガン・トゥ・チャーチ・デイ」など、神の国と武器の関係を説教するイベントが行われる。これらは信仰や自由を奪われそうになるときに備えて、政府への抵抗の重要な手段の一つとして武器を手放さないという意志の現れである。いわゆる「刀狩」を

認めない人たちである。

しかしいずれにしても、合衆国は銃が独立を可能にした国である。日本では独立戦争と呼ぶ。確かに植民地が宗主国から独立するための戦争だった。しかしじっさいには、支配者たるイギリス国王から、植民地人が武器を手にして自由を勝ち取り、市民となったことも強調されるべきである。この違いは日本人にとってきわめて重要である。また独立後にも、合衆国は銃を必要としてきた国なのかもしれない。

さて、修正第二条の原文は以下のとおりである。

A well regulated militia, being necessary to the security of a free state,
the right of the people to keep and bear arms, shall not be infringed.

規律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、
人民が武器を保有しまた携帯する権利は、これを侵してはならない。

そもそも二七語しかないので、原文だけをもとに意味を一つにしぼるのは難しい。一字一句にこだわれば、次から次へと疑問が浮かぶ。その解説は短歌や俳句のそのように、長くなりがちである。その意味は、結局、起草者にしかわからないと思いつつも、疑問をいくつかあげておきたい。

まず原文が後半(二行目)だけであるならば、その意味は多少とも明らかである。武器の所有・携帯が個人としての市民に保障されていると読める。しかし前半(一行目)があるため、単純な解釈が許されない。たとえば、前半と後半との意味上の関係について、アメリカ大使館の翻訳では、下線の通り、「から」となっているが、「ように」でもよく、原文だけでは、決め手を欠く。また後半の the people は誰を指すか、あるいは bear arms のあとのコンマは何を意味するか、そして state の意味は州か国家か、など疑問はつきない。

このような言語的な検討も必要であるが、ここでは、その後の歴史を見据えながら、なぜ銃の権利を人権規定の中を含めたかについて、三つの根本的な論点を紹介しておく。

一つは、主権者たる市民には、代理人である政府に抵抗する権利が保障されている。修正第一条の言論の自由は、政府を批判する権利である。信仰の自由は政府に信仰を強要されないことを保障している。また結社や請願の権利は政府に抵抗する手段を保障している。したがって修正第二条は、単なる自衛手段であるだけでなく、政府と戦うための最後の手段になるかもしれないことを意味している。

二つめは、独立直後、常備軍を欠き、不十分な警察力しか持たないアメリカは、イギリス軍の再攻撃に備えて、戦勝に貢献したミリシア(民兵)に頼らざるを得なかった。したがって各州に銃の所有の権限を保障することになった。軍隊を援助するために、民間人を訓練して軍隊に似た機能を果たす組織をもつ必要がある。それは敵国や独裁国家の兵士やスパイに対する準

備と考えられていた。射撃術はすべてのアメリカ国民が習得すべきスキルであり、その意味でアメリカには、民兵の伝統が連綿と続いている。

もう一つは、この民兵の維持は、国内の「治安」を守るためにも必要だった。たとえば奴隷制維持のための手段として、連邦政府による軍の組織方法が決まらない段階で、ミリシア（民兵）が銃を持つことを保障しておこうという思惑が、バージニア州など南部の植民地にあった。それらの州に憲法を批准させるために、修正第二条が必要であったという説明である。加えて、「インディアン」への対応を必要とする植民地もあったかもしれない。言うまでもなく、黒人奴隷とインディアンは合衆国の原罪として、現代でも解決されない問題として存在する。

このようにいくつかの歴史的な理由から人権規定に含められたが、その後、修正第二条は現代に至るまでに、起草者の意図（がわかるかどうかは別として、それ）とは無関係に、異なる解釈が与えられている。もちろん、奴隷を監視する必要もインディアンと戦う必要もはるか昔に消えている。いずれにせよ憲法の定めるところにより、アメリカは銃の所有・携帯を保障するところから出発している。

修正第二条の解釈について基本的な問題が二つある。一つは州政府に適用されるかどうかという問題である。もう一つは、修正第二条は銃の権利を民兵のような集団だけに保障するのか、それとも個人に保障するのかという問題である。

すでに述べたように、最初のうち、合衆国憲法は連邦政府にかかわる規定であり、したがって州政府はそれに拘束されないと考えられていた。しかし一八六八年、修正第一四条の制定が示す通り、修正第五条が連邦政府に要求した「正当手続き」と「法の下での平等」を、改めて州政府にも要求した。およそ一九七〇年代までに人権規定の主要なものはすべて州政府にも適用された。このように人権規定は歴史とともに州政府や市・郡の政府を包摂していく傾向にある。

修正第二条についても包摂の流れがみられる。

最初のうち連邦最高裁はむしろ州に適用されないという見解を示してきた。たとえば、一八七六年の「合衆国対クルックシャンク」判決をみてみよう。KKKのメンバーでもある、武装した白人の民兵が奴隷の身分から解放された黒人の共和党員の集会を襲撃し、百人以上の犠牲者を出し、逮捕された。この事件（一八七三）について、最高裁は集会の自由を保障する修正第一条は州政府には適用されないと判断している。また銃の所有・携帯を規制するかどうかについても、州政府にその権限があると判断している。つまり修正第一、二条が保障する個人の自由のいずれについても、最高裁は自ら判断を下すことなく、州政府に判断を任せただのである。ちなみに判断を任されたルイジアナ州政府は彼らを告訴せず、解放後の黒人奴隷に対する、暴力による抑圧の継続という根本的な問題は解決されなかった。

一八八六年の「プレッサー対イリノイ州」判決でも同じ判断が繰り返されている。武装した市民がイリノイ州政府の許可のない訓練と行進を行い、有罪判決を受けた。それについて、最高裁は、修正第二条は州政府に適用されないことを再確認し、同州政府による有罪判決を支持

した。

このように修正第二条は州政府に適用されず、銃の問題を決める権限が連邦政府ではなく、州政府にあることを保障するものとして解釈されている。

修正第二条について、憲法学者の解釈はどのようになっているのだろうか。この点について、とくに所有・携帯の権利をもつのは、個人か集団かという観点からみておこう。

憲法学者によると、修正第二条が拳銃の所有・携帯を保障する対象について、二通りの解釈があるという。一つは集団、もう一つは個人である。従来、民兵に銃の所有と携帯の権利を保障するという「集団の権利」説が優勢だった。ただしそれは修正条項のテキストを慎重に検討した結果というより、むしろ、多くの人に受け入れられた社会通念あるいは政治志向としての、一定のコンセンサスだという側面が強かった。

ところが二〇年度ほど前から、「個人の権利」としての解釈が台頭し始めた。とくにリベラルな憲法学者の中に、「個人の権利」説をとり、一人ひとりの市民に銃の所有と携帯を保障すると解釈する研究者が現れ始めた。

「集団の権利」説のコンセンサスを崩す端緒となったのは、専門家によると、テキサス大学のサンフォード・レビンソン (Sanford Levinson) が『ザ・イエール・ロー・ジャーナル』誌に発表した論文「ザ・エンバラスイング・セカンド・アmendメント The Embarrassing Second Amendment」(一九八九年)であるという。リベラル派の憲法解釈とは、一般に、「権利の章典」と呼ばれる、最初の一〇の修正条項を拡大解釈する傾向にある。修正第一条の言論の自由、修正第四条の犯罪事件の被告の保護などと同じように、修正第二条についても、広く解釈する傾向をもつ。しかし同時に、言論の自由を絶対視しないのと同じように、銃を所有・携帯する個人の権利についても、しかるべき理由があれば、政府による制限が可能であると考え。レビンソンのほかに、イエール大学のアキール・リード、ハーバード大学のローレンス・トライブなどがいる。

ちなみに、最高裁によるその最初の明確な判断は、二〇〇〇年以降に持ち越される。二〇〇八年、二〇一〇年、相次いで最高裁は個人の権利を認める重要な判決を下した。しかしこれとて、最終的な判断ではない。それらについては別の機会に論じたい。

五．連邦法

しかし二〇世紀にはいると、修正第二条の解釈をめぐる二つめの基本的な問題が議論される。ギャングによる銃犯罪の増加という時代的な背景がある。連邦政府はそれを抑えるために銃規制法をつくり、細かい規則を作り始めたのである。この立法は必要に応じて、所有・携帯を完全に禁止する一歩手前まで、規制をすすめる方向をもつ。この方向を極限まで進めると、犯罪が多発する大都市では、自宅で分解して禁固に保管しカギをかけることを義務づけるように、修正第二条の保障を骨抜きにするものまで考えられる。

しかし憲法は所有・携帯の保障から出発しているので、このような立法による規制は憲法という原点から離れれば離れるほど、もとに引き戻そうとする反発力が、訴訟として働くのは当然である。そして判決もまた、規制を支持する判決と緩和を支持する判決が入りまじる。まさにケース・バイ・ケースである。

このように犯罪者や犯罪集団への対応として、銃の所有・携帯を規制する連邦法や州法が成立する。それらの立法はおもに犯罪者を対象としたものであるが、当然、銃の所有・携帯を主張する善良な市民の権利をも制限することになる。彼らは立法の段階で抜け道をつくるなど、規制を押し戻そうとする。そして立法で負けた場合には、修正第二条に基づいて、訴訟をおこす。つまり、連邦裁判所はそのような連邦法、州法、条例の違憲性を審査することになる。これが二〇世紀以降の司法対立の基本的構造であり、その過程で、銃の所有・携帯は、民兵のような集団の権利か、個人の権利かという二項対立の問題が出てきた。

この一進一退の歴史を簡単にふり返ってみよう。

ギャングどうしの銃を使った殺し合いの時代に、連邦議会は連邦銃器法（一九三四）を制定し、特定の銃器（マシンガン、サイレンサーなど）の製造・販売に二〇〇ドルの税金を課し、さらに、すべての購入・販売を連邦政府の財務省に登録することを義務づけ、その徴税と登録のための機関（のちのATF）を創設した。つまり、銃器の入手を難しくすることで、犯罪集団を弱め、凶悪犯罪を減らそうとした。これは連邦議会の課税権限があるからこそ成立したのであり、当然、歳入の増加を見込んだものである。

一九三九年、最高裁は「合衆国対ミラー」判決において、銃の所有・携帯を制限する全国銃器法（連邦法、一九三四）を合憲と判断している。全国銃器法は、特定の銃器に対し輸送の制限、課税、登録などを規制することで、ギャングによる銃を使った犯罪を抑える目的でつくられた。銃身を短く切り落としたショットガンを他州へ輸送した、ジャック・ミラーとフランク・レイトンは、同法違反で有罪判決を受けたことについて、最高裁は同法が修正第二条に違反するという彼らの主張についての判断を避け、むしろ第一条（第八節第三項）の商業条項を判決の根拠とした。

短身のショットガンが「よく規律された民兵」の維持に必要なかどうかを再検討するよう、訴訟を下級裁判所にさし戻したのである。この判決は民兵が必要とするという制限を銃に加えている。ただじっさいには、最高裁は修正第二条が銃の権利を民兵という集団に限定したわけではない。確かに、最初のうちは、有事にそなえ武力をもった民兵を組織するために、市民が銃をあらかじめ用意するという意味において所有するという、集団の権利としての解釈が主流だったが、最高裁は個人の権利について触れていない。

しかし一九六八年の「ヘインズ対合衆国」判決において、最高裁は連邦銃器法（一九三四）の一部である、登録義務の規定について、登録のさいに過去の犯歴など、自己に不利な証言を要求するに等しいものとして、修正第五条（刑事事件において、自己に不利益な供述を強制されない）に反するという意味で、違憲と判断し、同法の一部改正を要求している。

このようにミラー判決やヘインズ判決は、銃の所有・携帯について個人の権利にかかわる内容をもつが、いずれも修正第二条を判決の直接の根拠としていない。むしろその判断を避けてきた。

その間、連邦法も規制と緩和の一進一退をくりかえす。

まずリンドン・B・ジョンソン政権下で成立した、犯罪防止・街頭安全総合法（一九六八）は、①大罪で有罪判決を受けた者、薬物常習者、精神病患者など、銃の購入を禁止する人物を指定し、②連邦政府からライセンスを得たディーラーからハンド・ガンを買うことのできる年齢を二一歳に引きあげ、③連邦政府のライセンスを必要とするディーラーの範囲を拡大し、④詳細な販売記録を義務づけるなど、銃の販売を大きく規制した。しかしガン・ショーといういわゆる展示即売会で、販売許可証をもたない個人のディーラーや銃マニアが経歴チェックなしで販売することが許される、抜け道（loophole）が残された。

同年続けて連邦議会は、新たに「銃規制法」を制定し、連邦銃器法（一九三四）の一部を改正した。さきのヘインズ判決に応じて、申請・登録以前あるいは申請・登録中に起きた法律違反について、刑事手続き上、申請者に不利な証拠として使用されることを禁止した。また、連邦銃器法（一九三四）が指定するものであっても、すでに所有している無登録の銃器について、その登録義務を取り消し、規制を緩和した。

確かに登録の条件を緩和しているが、他方では連邦銃器法（一九三四）で規制した「マシンガン」の定義を拡大するなど、銃規制法は最高裁判決に同調しながらも、個人の所有・携帯の権利を制限する姿勢を崩さなかったといえる。

しかし同法は最高裁の明確な判断がないまま、個人の権利がなし崩しに侵害されることを恐れ、ガン・ライツ派は行政の権力濫用に警戒心を強め、反撃を開始した。ちょうどそのころ、ガン・ライツ派最大の団体全米ライフル協会が政治団体へと変身をとげ、規制に反対する運動を展開し始めている。

その結果、ガン・ポリティックスの流れは反転し、連邦政府の監視機関の権限を制限することで、銃を所有・携帯する個人の権利の回復の方向に向かう。

一九八六年、連邦議会は銃所有者保護法を制定した。銃器所有にかんする全国的登録データをつくることを連邦政府に禁止した。またガン・ディーラーを現地査察するATFの権限を年一回までとし、再査察については複数の違反が見つかった場合に限定した。他方、個人によるマシンガンの所有を禁止した。しかしその規定は同法の制定（一九八六年五月一九日）以後に製造されたものだけに適用され、それ以前に製造され登録されたものは適用外となり、すでに相当量のマシンガンが出回っていたため、立法の効果は少なかった。

課税や登録、あるいは銃の種類限定などにより、個人による銃の入手を難しくしてきた、それまでの連邦法と逆に、同法は銃所有者やディーラーを管理する行政の権限を制限するだけでなく、禁止する銃のタイプについても、製造年を限定することで、銃の所有・携帯、販売の自由を保障しようとする。これらの論点は、銃にかんする立法の前線として、ガン・ライツ派、

銃規制派による綱引きの場となっている。

たとえば一九九三年、「ブレイディ法」(Brady Handgun Violence Prevention Act)の制定により、銃規制法(一九六八)により購入を禁止された人たちへの販売を防ぐため、正規のディーラーに経歴チェックを義務づけた。FBIが管理するNational Instant Criminal Background Check System(通称、NICS)が導入された。しかしチェック記録は保存されないことになった。一九八六年の銃所有者保護法により禁止されている、全国規模の登録データの作成につながるおそれがあるからである。また銃の販売をビジネスとしない、連邦政府のライセンスをもたない、個人の売り手については、この規定が適用されない。ただしそれを義務づける州もある。

一九九四年、「暴力犯罪制御執行法」(Violent Crime Control and Law Enforcement Act)の制定により、攻撃用ライフルの特徴を定義し、半自動攻撃用銃器の製造を一〇年間禁止した。対象となる銃器は、The AR-15, certain versions of the AK-47, the TEC-9, the MAC-10 and the Uziなど一九種類あった。おもに麻薬ギャングに人気のある製品である。さらに弾倉の弾数を一〇以下に制限し、大容量の弾倉の製造も禁止した。

しかしすでに合法的に所有されている銃器や弾倉については、これらの規定が免除された。しかも攻撃用ライフルの指定を免れるための改造は簡単だった。むしろそのために特徴を定義した、つまり限定したといえるくらい、改造がすすみ、同法はもともと時限立法であったが、失効をまつまでもなく、もともと骨抜きだったといってよい。一〇年後の二〇〇四年、同法は更新されなかった。

このように全体として、連邦議会は銃規制に消極的だといってよい。

その間、連邦議会は銃犯罪の増加、暗殺事件、乱射事件に合わせて、銃規制の強化を審議し、結果として成立する連邦法は、法名などから判断すると、表向きは規制にみえる。しかしその内容には必ず抜け道(loophole)がある。さもなければ、規制のあとには、必ず緩和の連邦法が続き、規制と緩和は一進一退を繰り返す。つまり、銃を所有・携帯する個人の権利を規制すると同時に、連邦政府による規制を制限するという、反対方向の力がぶつかりあい、両者の均衡点がいわば妥協の形となって表れている。

この均衡は乱射事件の直後などに崩れ、銃規制の世論が高まることが何度もあったが、連邦議会では、その高まりは次の重要な法案の審議までの三ヶ月程度しか続かない。マスコミの過熱報道もそのころまでにおさまる。現在では、乱射事件後、ガン・ライツ派とその息のかかった連邦議員は次の重要な法案審議までを乱射事件の対応とみなして、戦略をたてるようになっている。いうまでもなくその背景には、ガン・ライツ派の強力な団体やガン・インダストリーによるロビー活動がある。

ちなみに、二〇〇〇年以降の連邦法については、別の機会に論じたい。

六．おわりに

合衆国憲法は銃の所有・携帯を人権の一部として保障している。少なくとも同国最高裁はそう解釈し、「厳しすぎる」州法や連邦法に違憲判決を下している。したがって武器をいっさい誰にも持たせない法は、アメリカ史上、存在したことがない。それどころか、連邦議会は規制を抑えるための法さえつくってきたのである。もちろん野放し状態にあるわけではなく、多少の制限はある。しかし憲法上、政府が手出しできない自由として規定される以上、市民が銃をとりあげられることはない。すべての治安対策はその現実からスタートしなければならない。

しかし二〇〇年以上前とは、人の考え方も社会も小火器の破壊力も変わっている。それに応じて合衆国憲法は修正されなければならない点が多くある。修正第二条も再検討の対象だと考えられる。

いずれにしても日本とちがいで、建国以来アメリカは、国内で「刀狩」を経験したことがない国である。その大元にあるのが、現時点では、個人に銃の所有・携帯を保障する、合衆国憲法修正第二条であり、ガン・イシューをめぐる政治はすべてこの大原則から出発し、その範囲内に押し込まれ、そこからはみ出すことはできない。その範囲内で、完全な自由をめざすガン・ライツ派と禁止をめざす規制派が綱引きをすることになる。

連邦法もその取締を請け負う監視機関も合衆国憲法を超えることができない。また州憲法も州法もその外に出ることはできない。したがって、修正第二条があるかぎり、銃を一〇〇%規制する連邦法も州法もできない。アメリカのガン・イシューの歴史は野放しとある程度の規制の間を揺れ動くことになるが、完全に禁止されることは決してない。世界一ガン・フレンドリーな現状を変えることはむずかしい。まさに“*One Nation Under Guns*”といわれる所以である。

参考文献

- Amar, Akhil Reed, 1999, “What the Right to Bear Arms Really Means,” *The New Republic*, 221, 2 (July 12) : 24-27
- Levinson, Sanford, 1998, “Is the Second Amendment Finally Becoming Recognized as Part of the Constitution? Voices from the Courts,” *The Brigham Young University Law Review*, 1998, 1: 127-136
- Spitzer, Robert J., 2005: 167-195, “7 Gun Control: Constitutional Mandate or Myth?” Tatalovich, Raymond and Byron W. Daynes, eds., *Moral Controversies in American Politics*, 3rd Edition, New York: M. E. Sharpe

合衆国憲法

アメリカ大使館

<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-constitution.html>

<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-constitution-amendment.html>

Gallup[*The Gallup*]

Nov 22, 10, Newport, Frank, “In U.S., Continuing Record-Low Support for Stricter Gun Control”

<http://www.gallup.com/poll/144887/Continuing-Record-Low-Support-Stricter-Gun-Control.aspx>

Accessed 19 Aug 13

Oct 26, 11, Saad, Lydia, “, Self-Reported Gun Ownership in U.S. Is Highest Since 1993; Majority of men, Republicans, and Southerners report having a gun in their households”

<http://www.gallup.com/poll/150353/Self-Reported-Gun-Ownership-Highest-1993.aspx>

Accessed 19 Aug 13

(2013.10.9 受稿, 2014.1.10 受理)